

VII 納税義務の判定等

(小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置①【原則計算】)

問59 令和8年度税制改正に伴い、小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）の適用について経過措置があるとのことですが、概要を教えてください。

【答】

その課税期間の基準期間及び特定期間※における課税売上高が1千万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除される免税事業者となりますが、この事業者免税点制度の適用について、令和8年度税制改正に伴い、以下のとおり経過措置が設けられています。

※ 基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてその事業年度の前々事業年度をいいます（消法2①十四）。

その課税期間における基準期間の課税売上高が1千万円以下であっても、特定期間（個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。）の課税売上高が1千万円を超える場合には当該課税期間から課税事業者となります。

なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできますが、その課税期間の初日において国外事業者（問30参照）である場合には、給与等支払額の合計額により判定することはできません（消法9の2③）。

1 令和10年4月1日を含む課税期間

免税事業者について、その課税期間の基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）、基準期間又は特定期間における課税売上高を計算します（改正法附則18①）。

この経過措置により課税事業者となる場合においては、令和10年4月1日から同日を含む課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の納税義務が免除されないこととなります。

例：令和10年1月1日から令和10年12月31日までの課税期間（令和10年4月1日を含む課税期間）について、基準期間（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間）における自社通販サイトを通じた商品の販売（特定少額資産の譲渡に該当するもの）が1,100万円、第二種プラットフォーム事業者が運営するデジタルプラットフォームを介して行ったプラットフォーム課税の対象となる商品の販売が500万円である場合

⇒ 基準期間における課税売上高1,100万円 > 1,000万円

⇒ 令和10年4月1日から令和10年12月31日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の申告が必要

2 令和 10 年 4 月 2 日以後に開始する課税期間（その課税期間の基準期間又は特定期間の初日が令和 10 年 4 月 1 日前である場合に限ります。）

その課税期間の基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）基準期間又は特定期間における課税売上高を計算します（改正法附則 18②）。

例：令和 10 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの課税期間（令和 10 年 4 月 2 日以後に開始する課税期間について）、基準期間（令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの期間）における自社通販サイトを通じた商品の販売が 800 万円（自社の国内倉庫から出荷するもの）、第二種プラットフォーム事業者が運営するデジタルプラットフォームを介して行った日本国内でのプラットフォーム課税の対象となる商品の販売が 1,400 万円である場合

⇒ 基準期間における課税売上高 800 万円 ≤ 1,000 万円

⇒ 令和 10 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの課税期間について、他の規定により課税事業者となる場合を除き、消費税の申告は不要（免税事業者）

（注） 国外事業者が行う日本国内での商品の販売については、従来から消費税の課税対象となっていますが、第二種プラットフォーム事業者を介して行う商品の販売については、プラットフォーム課税の対象となりますので、事業者免税点制度の適用を判定する際の課税売上高には含まれないことになります。そのため、このような商品の販売以外に国内において行う取引がない場合、免税事業者に該当しますので、申告・納税は必要ありません。

（小規模事業者の納税義務の免除の特例に関する経過措置②【特例計算】）

問60 令和 8 年度税制改正に伴う小規模事業者の納税義務の免除の特例（事業者免税点制度）に係る経過措置の適用に当たり、令和10年 4 月 1 日を含む課税期間の消費税の納税義務の判定について原則計算によることが難しい状況ですが、簡便な方法により計算することはできますか。

【答】

令和 10 年 4 月 1 日を含む課税期間については、基準期間又は特定期間の課税売上高を問 59 の計算方法により計算することにつき困難な事情があるときは、令和 9 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間における課税売上高（令和 9 年 10 月 1 日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとした（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めない）場合の課税売上高）に 4 を乗じて計算した金額により基準期間の課税売上高を判定することができ（改正法附則 18③）、特定期間における課税売上高については上記の課税売上高に 2 を乗じて計算した金額により特定期間の課税売上

高を判定することができます（改正法附則 18④）。

なお、特例計算を適用する場合における困難な事情について、その程度は問いません。

（プラットフォーム課税の対象となる場合の納税義務）

問61 当社は12月決算の外国法人で、プラットフォーム事業者を介して国内において商品の販売を行っており、消費税の課税事業者です。

当該プラットフォーム事業者から令和 10 年 4 月 1 日よりプラットフォーム課税の対象となる旨の通知がありましたが、この場合、当社の令和 10 年 12 月期、令和 11 年 12 月期及び令和 12 年 12 月期の納税義務はどのようにになりますか。

【答】

令和 10 年 4 月 1 日を含む課税期間に係る事業者免税点制度の経過措置については、免税事業者の場合に適用されるものであり（改正法附則 18①）、貴社は、課税事業者とのことですから、当該経過措置は適用されず、令和 10 年 12 月期は課税事業者となります。

また、令和 10 年 4 月 2 日以後に開始する課税期間において、その課税期間における基準期間又は特定期間の初日が令和 10 年 4 月 1 日前である場合、その基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）、当該基準期間又は特定期間の課税売上高を計算することとなります（改正法附則 18②）。

したがって、貴社における取引がプラットフォーム課税の対象となるもののみであり、他に課税売上高に計上すべき取引がない場合、令和 10 年 4 月 2 日以後に開始する課税期間（令和 11 年 12 月期以降）については、免税事業者となります。

なお、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合、免税事業者となりませんので、必要に応じて、登録の取消し等についてご検討ください。

（改正前から特定少額資産に該当する取引を行っている外国法人の納税義務の判定）

問62 当社は、令和 6 年 4 月 1 日に設立した 3 月決算の外国法人であり、令和 10 年 4 月 1 日前から特定少額資産の譲渡に該当する取引のみを行っていますが、令和 11 年 3 月期の納税義務の判定はどのように行えばよいでしょうか。なお、令和 11 年 3 月期の基準期間及び特定期間における当該取引の対価の額は 1 千万円以下であり、令和 10 年 4 月 1 日における資本金等の額は 1 千万円以上となっています。

【答】

令和 10 年 4 月 1 日を含む課税期間については、納税義務の判定に当たり、その課税期間の基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象となっていたものとし、かつ、プラットフォーム課税の適用があるものとして（プラットフォーム課税の対象となる取引は含めずに）、基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高を計算することとされ、そのいずれかが 1 千万円を超える場合には、令和 10 年 4 月 1 日から同日を含む課税期間の末日ま

での間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、消費税の納税義務が免除されないこととする経過措置が設けられています（改正法附則 18①）（問 59 参照）。

貴社において、令和 11 年 3 月期（令和 10 年 4 月 1 日を含む課税期間）の基準期間及び特定期間において行った特定少額資産の譲渡に該当する取引対価の額は、1 千万円以下とのことですので、上記の経過措置は適用されません。

他方、基準期間がある外国法人が当該基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度について基準期間はないものとみなして、その事業年度開始の日における資本金等の額が 1 千万円以上である場合には、その事業年度に含まれる各課税期間については、納税義務は免除されないこととされています（消法 12 の 2 ③）。

この点、貴社は、令和 10 年 4 月 1 日前から特定少額資産の譲渡に該当する取引を行っており、令和 10 年 4 月 1 日の時点で、当該特定少額資産の譲渡に係る事業を開始したものではなく、また、令和 10 年 4 月 1 日前において、当該取引は国内において行う課税資産の譲渡等に該当しないことから、令和 11 年 3 月期について、「基準期間の末日の翌日以後に、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合」には該当せず、令和 11 年 3 月期の開始日（令和 10 年 4 月 1 日）における資本金等の額が 1 千万円以上であるかどうかで納税義務の判定を行う必要はありません。

したがって、令和 11 年 3 月期の納税義務は免除されることとなります。